

■災害特例措置の実施内容（注1）

東日本大震災などにより被害を受けたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。

（令和5年8月7日現在）

災害名	実施内容	取扱期間	備考
令和5年台風第6号による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年8月6日まで（お申込受付分）	当災害は、沖縄県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和5年7月7日からの大雨による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年7月9日まで（お申込受付分）	当災害は、青森県、秋田県、富山県、島根県、福岡県、佐賀県及び大分県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和5年6月29日からの大雨による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年7月2日まで（お申込受付分）	当災害は、山口県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年6月4日まで（お申込受付分）	当災害は、茨城県、埼玉県、静岡県及び和歌山県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和5年5月5日の地震（石川県能登地方を震源とする地震）による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年5月2日まで（お申込受付分）	当災害は、石川県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、石川県珠洲市に居住している方又は被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）	令和5年12月13日まで（ご融資実行分）	
令和5年1月24日からの大雪による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年1月24日まで（お申込受付分）	当災害は、鳥取県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和4年12月22日からの大雪による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年12月25日まで（お申込受付分）	当災害は、北海道及び新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和4年12月17日からの大雪による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年12月19日まで（お申込受付分）	当災害は、新潟県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和4年台風第15号による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年9月30日まで（お申込受付分）	当災害は、静岡県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和4年台風第14号による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年9月30日まで（お申込受付分）	当災害は、山口県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、宮崎県東臼杵郡諸塚村及び椎葉村に居住している方又は被災時に居住していた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）	令和6年5月1日まで（ご融資実行分）	
令和4年8月3日からの大雨による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年9月30日まで（お申込受付分）	当災害は、青森県、山形県、新潟県、石川県及び福井県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年9月30日まで（お申込受付分）	当災害は、宮城県及び福島県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和3年8月11日からの大雨による災害	年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和5年9月30日まで（お申込受付分）	当災害は、島根県、広島県、福岡県及び佐賀県で災害救助法が適用された災害を指します。
令和2年7月3日からの大雨による災害	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年3月31日まで（ご融資実行分）	当災害は、山形県、長野県、岐阜県、島根県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県及び鹿児島県で災害救助法が適用された災害を指します。 貸付利率の引き下げは、「令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧」（注2）に掲げる市町村の区域内に居住している方又は被災時に居住されていた方で、住居が全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた方がご利用いただけます。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）		
東日本大震災	①年収（所得）制限の一部緩和：子供2人以下世帯の年収（所得）上限額を990（790）万円以内に引き上げ	令和6年3月31日まで（ご融資実行分）	岩手県、宮城県沿岸部（注3）または福島県に居住されている方又は被災時に居住されていた方がご利用いただけます。
	②貸付利率の引き下げ：通常の利率より0.4%引き下げ（交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方または子ども3人以上の世帯かつ世帯年収（所得）500万円（356万円）以内の方は、通常の利率より0.8%引き下げ）		

（注1）り災証明書等により住居被害の状況（全壊、流失、半壊又は床上浸水その他これらに準ずる被害）又は避難等の指示対象地域の確認をさせていただきます。

（注2）令和2年7月3日からの大雨による災害により災害救助法施行令第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村一覧

- 山形県（31市町村）
：山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町
- 長野県（14市町村）
：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町
- 岐阜県（6市）
：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
- 島根県（1市）
：江津市
- 福岡県（4市）
：大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
- 佐賀県（1市）
：鹿島市
- 大分県（4市町）
：日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
- 熊本県（26市町村）
：八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町
- 鹿児島県（11市町）
：阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町【9県98市町村】

（注3）

- 岩手県（12市町村）
：宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町
- 宮城県（15市町）
：仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町【2県27市町村】